

市長コラム

夢かなうまち
おびひろ

「パートナーシップ制度」

帯広市長 米沢 則寿



昨年の12月1日から「帯広市パートナーシップ制度」が始まりました。この制度は、婚姻関係にはないものの、継続的に共同生活を行う同性カップルなどの二人の関係について、登録証等を交付することにより公的に認める仕組みです。

制度開始となった初日、登録第1号となられたお二人には、私から登録証をお渡ししました。笑顔で喜ばれているお二人を目にして、2年掛かりで検討を重ねてきたこの制度をスタートすることができて良かったと、感慨深い気持ちになりました。

同様の制度は、全国の約2500を超える自治体で広まってきており、道内でも札幌市、江別市、函館市、北見市、苫小牧市が導入しています。現在、導入自治体間の連携についても協議を進めており、実現すれば転出入に伴う再申請や

心理的な負担が軽減されていくものと考えています。

多様な人々たちを前提としていない社会の仕組みや、思い込みや先入観で無意識に発せられた言動などが、人によっては、日常生活の中で大きなストレスとなることもあります。

私が高校生の時には、大学受験の書類などに保護者（両親）の名前や職業を記入する欄がありました。当時、家庭に事情を抱えていた友人が、記入に悩んでいた様子を見て、それらの情報が本当に必要なのか、疑問に思ったことを思い出します。

近年、多様な性に配慮し、窓口でのフルネームの呼び出しや申請書の性別記載欄など、これまで当たり前前と思われていた慣習を見直す動きも広がってきています。

帯広市のパートナーシップ制度は、当事者の方々のご意見も伺いながら、時間をかけてつくり上げてきました。登録の際には、職員の面前で宣誓する制度ではなく、市が書類で確認を行う抵抗感の少ない制度としています。また、市内にお住まいの方に加え、市外から通勤・通学している方も対象としたほか、生計を一にする未成年のお子さんの氏名も登録証に記載することができ、相手が尊重し、何を求めているのか、何に不都合を感じているのか、みんなでそうした想像力を働かせ合うことで、誰もが暮らしやすいまちになっていくと感じます。

まちのあちらこちらで温かい思いやりが感じられる、パートナーシップ制度がそのきっかけになってくれれば嬉しく思います。

表 令和4年度「市民トーク」実施状況一覧

実施日	参加団体	主な活動内容	参加者
8月10日	農村地区保育所給食関係者(所長、調理員、保護者など)	農村地区ならではの保育所給食に取り組む	7人
10月26日	東共栄町内会(福祉部、運動講師など)	毎月講師を招いて、軽運動や体力測定を行うなど、仲間間で健康づくりを実施	12人
11月7日	帯広三条高校(3年生)	生徒自らがまちづくりに関する研究課題を設定し、課題解決に向けて調査・研究	17人
12月5日	あぐりとかち(帯広畜産大学サークル)	十勝だからできることをモットーに、食や農を通じて企業や農園などと交流	4人



農村地区保育所給食関係者とのトークの様子



東共栄町内会の皆さんと記念撮影

市では、市長が市民の皆さんと直接対話する「市民トーク」を実施しています。

今年度も、各団体が活動する場所などに市長が伺い、これまでの取り組みや抱負などについて話を聞き、市のまちづくりの考え、十勝・帯広の魅力などについて意見を交わしました。

令和4年12月末日時点で、計4回実施しています。(表)

市民の皆さんと市長が意見交換

皆さんが思う十勝・帯広の魅力

参加した皆さんに、十勝・帯広の魅力を聞いたところ、豊富な農畜産物やおいしい食、豊かな自然に加え、他者を思いやる人や温かい人、前向きに頑張っている人が多いという意見もいただきました。

市ホームページにもトークの様子を掲載しています。



市民の皆さんと市長との意見交換
「市民トーク」を実施しています

問い合わせ 広報広聴課(市庁舎3階、☎65・4109)

表1 四輪軽自動車の税額(年額)

車種区分	①初度検査が平成27年3月31日以前の車両(③を除く)	②初度検査が平成27年4月1日以後の車両(④を除く)	③初度検査後13年経過した車両	④初度検査が令和4年4月1日以後の車両		
				電気自動車・天然ガス自動車	ガソリン車	
乗用	自家用	7200円	1万800円	2700円	特例1	特例2
	営業用	5500円	6900円	1800円	3500円	5200円
貨物	自家用	4000円	5000円	1300円		
	営業用	3000円	3800円	1000円		

*特例1については、平成30年排出ガス規制に適合するもの、または平成21年排出ガス10%低減達成車に限る。
*特例2、3については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)または、平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。



軽自動車税のお知らせ
令和5年度軽自動車税(種別割)

問い合わせ 市民税課(市庁舎2階、☎65・4119)

軽自動車税(種別割)の納付について

軽自動車や原動機付自転車などを所有する人は、軽自動車税を納める必要があります。5月に納税通知書を送付しますので、期日までに納付してください。また、転出・廃車・譲渡した場合は、4月1日までに申告がないと、翌年度も課税されます。申告方法や申告先については、市ホームページを確認してください。

課税免除の手続きについて

一定の条件を満たす人は、申請することで課税が免除されます。

- ① 身体障害者や知的障害者
 - ② ①と生計を共にする人
- 詳細は問い合わせください。

車検時に納税証明書の提示が原則不要になりました

軽自動車検査協会が軽自動車税(種別割)の納付状況を確認できるようにするため、軽自動車の車検(継続検査)窓口での納税証明書の提示を省略することができ、ます。

表2 原動機付自転車、二輪車など

車種区分	税額(年額)	
原動機付自転車	50cc以下	2000円
	50cc超90cc以下	2000円
	90cc超125cc以下	2400円
	ミニカー	3700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3600円
二輪の小型自動車	250cc超	6000円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクターなど)	2000円
	その他(フォークリフトなど)	5900円
雪上車	660cc以下	3600円

市長への手紙 まちづくりに皆さんの声を生かします。市政に関するご提言、ご意見などをお寄せください。

☎広報広聴課(市庁舎3階、☎65・4109、✉tegami@city.obihiro.hokkaido.jp) 市ホームページID.1004155

市ホームページID.1002552